

○周南公立大学編入学に関する規程

(令和5年3月14日規程第16－11号)

(趣旨)

第1条 この規程は、周南公立大学学則（令和4年規程第1－3号。以下「学則」という。）第18条に規定する編入学の手続等に関し必要な事項を定める。

(条件)

第2条 編入学は、当該学部又は学科に欠員がある場合に限り認められるものとする。

(編入学出願の手続)

第3条 編入学を出願する者は、周南公立大学（以下「本学」という。）と事前相談をしたうえで、本学が指定する書類に公立大学法人周南公立大学授業料等に関する規程（令和4年規程第14－6号。以下「授業料等規程」という。）に定める額の入学検定料を添えて、学長に願い出るものとする。

(編入学者の選考)

第4条 編入学者の選考は、当該学部の教授会が行う。

(編入学許可)

第5条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、授業料等規程に定める額の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に編入学を許可する。

(編入学年次及び時期)

第6条 編入学の年次及び時期は3年次の学年の始めとする。

(単位認定)

第7条 編入学時に与えることのできる単位数は、学則第30条第2項により62単位までとし、単位認定は当該学部の教授会が行う。

(既納の授業料等)

第8条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、いかなる事情があっても返付しない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、学生支援部学務課及び入試課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は、教学マネジメント推進本部の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。